

# 介護保険の保険料

第①号被保険者

## 65歳以上の人

保険料は前年度の所得に応じて決まります。また、65歳以上の人と40歳～64歳の人で異なります。

### ●保険料の決めかた

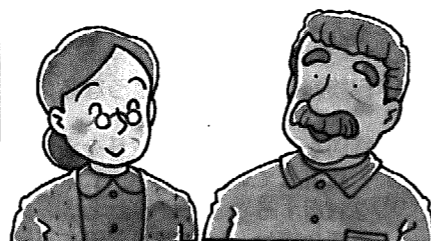
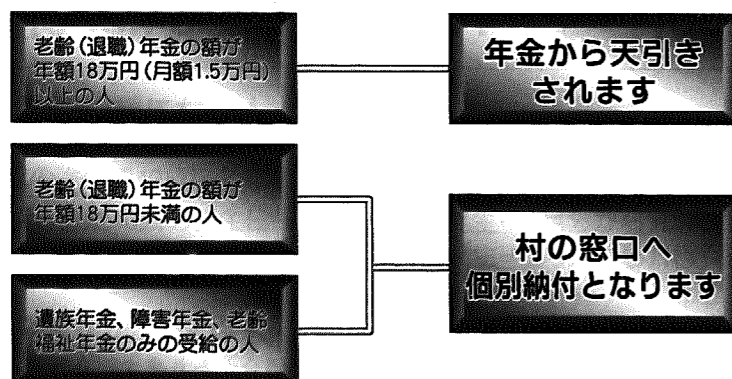
保険料の額は、前年度の所得と、住んでいる村のサービスの水準に応じて決まります。また、低所得者の負担が重くならないようにも配慮されています。

段階	対象者
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の場合など
第2段階	●世帯全員が住民税非課税の場合など
第3段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合など
第4段階	●本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満の場合など
第5段階	●本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上の場合

※基準額は、村で必要とする総介護サービス量のうち、65歳以上の人で負担すべき分を、村内に住む65歳以上の人の総数で割って算出したものです。  
※公的年金とは厚生年金、国民年金、各種共済などです。

### ●保険料の納め方

次に示したように、年金の額、種類によって納め方納めかたが異なります。



\*遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は、非課税のため、天引きの対象となりません。

介護保険の保険料は  
前年度の所得に応じて決まります。  
また、65歳以上の人と  
40歳～64歳以上の人では異なります

4月1日からスタートした介護保険制度

介護保険料は、万一介護が必要になった時、みんなで介護を支えるために、40歳以上の全員の方から納めていただくことになっています。

特集

介護保険料と

国民健康保険税

あなたの家族と健康生活を社会全体で支えるために



福祉保健課 832-5725 (介護保険)  
税務課 832-5716